

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定
による証明に関する申請書

年 月 日

町田市長 石阪 丈一 殿

申請者

本店所在地又は住所

代表者名又は氏名

電話番号

産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条
第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことに証明を受けたいので、下記のとおり
申請します。

記

1、支援を受けた認定特定創業支援事業の内容・期間

<事業名>

<期間>

2、設立しようとする会社の商号又は屋号・本店所在地又は住所

<商号又は屋号>

<本店所在地又は住所>

3、設立しようとする会社の資本額

万円（株式会社の場合）

4、新たに開始しようとする事業の種類・内容

<事業の種類>

<内容>

5、設立しようとする会社(事業)の設立の予定年月日

年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記
載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

証明日 年 月 日

町田市長 石阪 丈一 印

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 株式会社設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業前の者が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※ 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免（最低税額15万円の場合は7.5万円の減免）となります。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、創業の特典を全て受けることが出来る者は創業前の者のみです。

※ 他の方については以下の表をご覧ください。

対象者	登録免許税の減額	保証料枠の拡大	創業関連保証の特例
創業前の方	○	○	○
創業後5年未満の方	×	○	×
法人成			
代替わり	×	×	×

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援※を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

町田市経済観光部産業観光課

所在地：東京都町田市森野2-2-22

電話番号：042-724-2129

FAX番号：050-3101-9615